

## 令和6年度第2回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和6年8月27日（火）午後2時00分から午後4時03分まで

場所 文京シビックセンター24階 第1委員会室

### <会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和5年度実績）について 【資料第1号】

(2) 子育て支援計画の検討状況について 【資料第2号】

(3) 文京区子ども・若者支援の推進について 【資料第3号】

3 その他

4 閉会

### <地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

#### 出席者

高橋 紘士 会長、遠藤 利彦 副会長、平岡 公一 副会長、高山 直樹 副会長、  
神馬 征峰 副会長、細部 高英 委員、土居 浩 委員、谷田部 優 委員、  
諸留 和夫 委員、石樵 さゆり 委員、清水 健譽 委員、大橋 久 委員、  
堀口 法子 委員、田中 甲子 委員、片岡 哲子 委員、宮長 定男 委員、  
弘世 京子 委員、佐々木 妙子 委員、山口 恵子 委員 早坂 隆 委員、  
平井 芙美 委員、原田 悠希 委員、河合 直子 委員、小倉 保志 委員、  
植村 元喜 委員、武長 信亮 委員、泉田 信行 委員、米倉 かおり 委員

#### 欠席者

井上 博和 委員、新井 悟 委員、木村 始 委員、細谷 富男 委員、  
松川 えりか 委員

### <事務局>

#### 出席者

鈴木福祉部長、矢島地域包括ケア推進担当部長、多田子ども家庭部長、  
栗山児童相談所開設準備担当部長、矢内保健衛生部長、横山企画課長、  
武藤ダイバーシティ推進担当課長、齊藤防災課長、木村福祉政策課長、  
瀬尾高齢福祉課長、木内地域包括ケア推進担当課長、永尾障害福祉課長、  
渡部生活福祉課長、佐々木介護保険課長、後藤国保年金課長、篠原子育て支援課長  
富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、  
大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所開設準備室長、  
中島生活衛生課長、田口健康推進課長、小島予防対策課長、金谷保健対策担当課長、  
中川学務課長、山岸教育指導課長、鈴木児童青少年課長、木口教育センター所長

欠席者

大塚 保健サービスセンター所長

### <傍聴者>

2名

**福祉政策課長：**これより令和6年度第2回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。Zoomを利用したオンラインも併用して開催してございます。Zoomでご参加の委員の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、委員の変更がございましたのでご紹介と、委員の委嘱をさせていただきます。

(委嘱状交付)

ここで本日欠席の委員につきましてご報告いたします。事前に欠席の連絡をいただいておりますのは、井上委員、新井委員、木村委員、細谷委員、松川委員の5名でございます。区側の幹事側のほうは、大塚保健サービスセンター所長1名でございます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

本日の会議につきましては、議事録を残してございますので、ご発言いただく前に、団体名とお名前を名のってからご発言をよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。高橋会長、よろしくお願いいたします。

**高橋会長：**はい、ありがとうございます。

「さやかには見えねども」と、昔から言いますが、何となく秋っぽい気配はないわけではないぐらいの様子でございます。

蒸し暑い中お越しいただきまして、ありがとうございます。また、オンラインで参加の委員の皆様も、時間をお割きいただき大変ありがとうございます。

経過報告、実績報告がございます。今動いている計画はどんな感じになっているのかどうかということをお話をしていただくということでございますので、要領よく、分かりやすくお話をいただきたいと思います。

今日の本題は、今年つくらなければいけない子育て支援計画。子ども、それから若者の話も後で出てきますが、そこら辺は日本語の表現、制度の表現、それから実践の表現、そういう議論があらうかと思えます。

まずは地域保健福祉計画の実績報告について、資料第1号を担当からお願いをしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。各分野別計画ごとの順序で、どうぞ事務局から。

**福祉政策課長：**【資料第1号】「文京区地域福祉保健計画の実績報告について」説明。

**子育て支援課長：**【子育て支援計画の進捗状況について】説明。

**介護保険課長：**【高齢者介護保険事業計画の進捗状況について】説明。

**障害福祉課長：**【障害者・児計画の主な実績、進捗状況について】説明。

**生活衛生課長：**【保健医療計画の進捗状況について】説明。

**高橋会長**：質疑応答なしで全部進めてしまいましたが、質問、ご意見、部会等でも既に報告があったかと理解しておりますが、ここで指摘をしていただきたいことがあれば。

すみません、私から総括的に申し上げておきたいことがあります。これをそのまま区のホームページに出したら、読んでもらえると思いますか。全体のこういう計画の成果の公表の仕方は、技術的なものも含めて工夫をする必要があるのではないですか。

要するに、裏に予算措置があり、予算措置も東京都からもらうもの、国からもらうものがある、どれぐらい、区として資金投入がされているか。それで実績がどうだったというタイプの事業は、進捗率や数量的表現で割と表現しやすいし、分かりやすいわけです。財政上のこと、これは議員さんの関心であるべき話です。

ところが最近、議論が非常に重要になってきているのは、組織づくりというか、区民参加型、区民が主体になって様々な活動を行う場面に、文京区としてどういう形でコミットしているかということが結構大事な話です。

もう一つは、関連する専門職や利害関係のある団体に対していろいろなアプローチをなさっていて、それについて成果が上がったか、上がらなかったかということがあって、そこら辺のことの整理をどう表現したらいいかというのは、ちょっと時間をかけて考えたほうがいいと思っています。

これいつも言おうと思って、いつもそのままになってしまいますが、介護保険とか障害者総合支援法のように、国が定めた制度があります。それについて文京区としてどういうスタンスでそれを消化してきたか。それから、最近、文京区はいろいろな形で独自事業をやっています。これも幾つかあって、それもなかなかこれを見るだけでは分からない。

それで、すごく意地悪なことを言いますと、令和3年度の達成の表現と令和4年度の表現と令和5年度が大して変わっていない。そういうことを無理して文章化する必要があるのかなのかとか、そこら辺はぜひ担当の課内でディスカッションしながら作っていく必要があるのかなと。

区の福祉事業がどういうふうに行われているのかは、これを見れば分かりますという一種の百科事典みたいな性質のもので、シンプルにする側面と、少し丁寧に書き込まないといけない側面と両方メリハリつけてあるような気がする、そこら辺のご配慮は、今日お答えくださいの話では全然ありませんが少しご検討ください。

ということで、何かご発言というか、感想で結構ですから。

それでは、泉田委員、それから、河合委員ですか。はい、どうぞ。

**泉田委員**：公募委員の泉田です。障害のところを教えてください。

151ページの障害者相談支援のところ、実績値で70%とか68%とある一方、157ページの保育所等訪問支援ですと1,425%とあります。これは目標をニーズに基づいて推計されているというのですが、あまり一喜一憂してもしようがないと思うのですが、あまりに差が大きい場合は、障害者・児計画を令和6年から8年で作っていると思いますけど、途中で目標の設定を変えとか、何か考えたりはされるのかを教えてください。

**障害福祉課長**：障害福祉課長の永尾と申します。

障害者・児計画は3年間の計画ですので、中間年で見直すという考えは今のところは持っていませんが、基本的に計画事業量を算定するに当たっては、実績に基づいての伸び率を見込んだ上で目標値を定めているところでございます。

ご指摘のありました151ページの障害児相談支援は、なかなか障害児相談支援事業者が増えていかない中で、目標に対する実績が低く出ているところになります。

もう一つご指摘のありました保育所等訪問支援については、このサービスを使うニーズが少しずつ増えているところが、実績に反映されていると考えております。

**高橋会長：**よろしゅうございますね。そしたら、河合委員どうぞ。

**河合委員：**子ども部会の公募区民の河合でございます。私からは簡単な質問が3つと、1つ全体を通す意見を述べさせていただきます。

質問1つ目は、障害だけついているタイトルの星マークは何ですか、というのが1つです。

もう一つの質問が、この中にある164ページのスターティング・ストロング・プロジェクトというのは、障害の方だけを対象にしているのか、一般のお子さんも対象にしているのかというのが2つ目です。

3つ目の質問は、30ページですが、育成室の障害児保育についての対象者がゼロであったということで、これは年々、育成室が増えるごとに人数が減っていつている部分があって。後半の2つの質問と関連する話というのは、要はその障害をお持ちのお子さんという切り口で見たときに、障害をお持ちでないお子さんが使われているものを障害児の方も使えるようにするという話と、そもそも障害を持たれている方を中心として計画を練って、それを一般のお子様でも使えるというのは、管轄が違っている部分があるのかと思っていて、そういったところは連携を取ってやっていただきたいというのが、先ほどの質問2件の趣旨となります。以上です。

**障害福祉課長：**まず1件目の障害者・児計画の実績報告で星印が記載されているところですけれども、こちらは国において、年度ごとの数値目標や、その必要量の見込みを定めると決められている事業について、星印のマークをつけているところでございます。

資料につきましては、今回の資料第1号の表紙ページの次、「はじめに」のところに、その説明を記述しております。

**教育センター所長：**、2点目のご質問について、教育センターの所長のほうからお答えいたします。

スターティング・ストロング・プロジェクトにつきましては、対象は障害のあるお子さんに限ったものではなく、広く、主に幼稚園、保育園のお子さんを対象としているものでございます。

こちらにつきまして、きっかけといたしましては、平成24年にOECDのほうでスターティング・ストロングという考え方が示されまして、社会的スキルの獲得について、乳幼児期での早期育児介入が有効といった考えを踏まえまして、教育センターで取り組んでいるものでございます。

**児童青少年課長：**児童青少年課長の鈴木と申します。

3点目のご指摘の部分につきましては、こちらの30ページに記載のとおり、45室のう

ち6室で対象者がゼロでございましたが、区内全体では配慮が必要な児童が増えているような状況でございます。引き続き適正なスタッフの配置ですとか、区内の関係部署、庁内の関係部署でいいますと、教育センターですとか、障害福祉課になりますので、そうした関係機関ともしっかりと連携をして、対応に当たっていきたいと考えております。

**高橋会長：**大変難しいテーマです。文京区にいる障害者や、そういう要支援の人たちが、どういう生活を送って、それに対してどういうサービスを利用することができるかということが、やっぱりどこかで端的に分かるように全体として書かないといけないなど。

それから、僕は前から気になっているのですが、都外施設利用者は、これを見たら分からない。だけど、これ障害の問題では大問題です。これは前の知事で言うと美濃部さんのときからの懸案ですが、実は地域移行というのはそういう問題と深く関係があります。

それからもう一つは、やっぱり親亡き後問題に直面されて、都外施設で生活されている方がこれからどうするのかという、それは文京区として責任を持たなきゃいけない。そういう障害をお持ちの方がどうなっているのかは、なかなかそんなにすんなり言えるような話ではないのですが、問題の所在として、そういう理解、これは施設入所の場合、高齢の施設入所でも、区外施設を利用されている方は相当いらっしゃるわけで、そういうことを含めて、だから地域移行という議論が非常に重視されるのだけど、実はなかなか財政的な問題とか、最近の議論で言えば、ヒューマンリソースというか、人的な介護労働者の問題も含めて難しい問題にある。

だからそれを少しでも解決するのが計画だという、そういうストーリーがやっぱり必要だと思って。そこら辺が見えやすくするためにどうしたらいいのかということをして、ここで議論するよりは、事務局の中でよろしくご検討をお願いしたいと思います。ということで、どうぞ。

**宮長委員：**介護サービス事業者連絡会・協議会の宮長でございます。

まず言葉の問題で聞きたいのですが、13ページ文京ユアストーリーということで、それぞれ終活であるとか、いろいろ書かれています。令和4年度のところで、ACP終末期医療とあります。アドバンスケアプランニングのことですけれども、私は終活というよりはこのACPのほうが非常に重要だという考え方を持っています。ACPをこの終末期医療というくくりで表現するのは適確なのでしょうか。

私は、厚労省が作った冊子をいつも見ていますけれども、こういうくくりでは表現してないです。誤解を与える表現じゃないかと。

**福祉政策課長：**はい、ありがとうございます。そうですね、そこは昨年のもものではございますけれども、修正させていただきたいと思います。

**宮長委員：**そうですね。的確にしておいたほうが、これから僕はむしろ終活という、中村メイコさんが本を出して特に有名だったけれども、終末期に至る自分の生活やケアや医療を、どのような豊かなものにするかというところを、本人の希望を聞いてかなえるという点では非常に重要な部分なので、4年度の実績ではありますけれども、今後の表現としては考えておく必要があるのではないかと思います。それから、続いてよろしいでしょうか。

いわゆる福祉避難所の件についてであります。

最初のほうに載っているのと、26ページで福祉避難所の拡充が載っております、1月1日の能登半島地震で非常に切迫した問題だという意識が私にもあります。25か所まで充実してきていますという説明がされていますが、実際に文京区の場合に、25か所の福祉避難所が開設に要する期間というのは、これまでの訓練等々やってみていると思いますけれども、どのぐらいの期間で開設できているのかということが1点。

それからもう一点は、福祉避難所ごとに職員の参集実態がどうなっているのかを把握しているのかと。最初の質問と関連しますけど、能登の場合ももう職員が参集して来られないという状況が山積して、従って福祉避難所が開設できない、開設して来られても見人がいないということは現実に起きているので、そういう点で職員の参集実態、特に大都市ですから、交通機関が途絶した場合に、能登ですとまだ車が日常生活だけでも、実際にはなかなか参集できないという実態があるんじゃないかと思うので、その辺の実態をどう把握しておられるかを聞きたいと思います。

**福祉政策課長：**福祉政策課長の木村でございます。

この福祉避難所につきましては、今現在、開設するための訓練も年に2か所で行っているところでございます。

その中で、やはり開設するタイミングが、事業所によって多少違うところはございますけれども、基本的にはすぐ対応できるようにということで、皆さん、その努力をされているところはあるのかと。例えば全体のその事業所の中でも、違う方に来ていただくとかという対応もするというので、なるべく早く対応していただけるようにということで、皆様、真剣に今取り組んでいただいております。訓練については、発災2日目を想定して実施しています。現状、今、利用していらっしゃる方のケアをしつつ、そして、その後の福祉避難所としての開設をするということで、今まではなかなか訓練ができなかったのがやっと昨年からは訓練し出してございます。また、今は直接避難も開始できるようにしております。

**宮長委員：**今、参集の問題はお答えがなかったのですが、やっぱり参集が実際できるのかという問題との関係で、内閣府は3日以内にとか、いろいろなこと言っているけれども、実際なかなかそうはうまくいかない。そうすると参集できる実態が把握されていなかったら、実際に想定する福祉避難所の受入れ人数はどうなっているのか、そこら辺はいかがですか。

**福祉政策課長：**受入れ人数についても、施設ごとで設置してございますので、その人数は受けられるような体制を取っています。

参集するタイミングですけれども、まず、福祉避難所の場合は、もともとそこにいらっしゃる利用者の方もいますので、基本的には一定程度の職員が来ているので対応ができるというところ。直接避難の方については、介護をする方と一緒に来るというようにしてありますので、施設職員の受入れ体制はそれほど難しくないと思います。

**宮長委員：**私は、ぜひ福祉避難所の指定されている25か所の職員の参集実態はどうなっているのか。正直言いまして私のところなんかは、誰がどのぐらいの時間で来られるかというのを、大体1年に2回ぐらいずつ掌握するようにしてやっていますけれども、やっぱりそういうことがやられてないと、なかなか実際に、いざというときにほとん

ど職員が集まってきてないと、夜間起きればそういう問題がもう必ず起きますから。そういうところを把握しているのであれば、ぜひ会議の後でいいですから、資料としていただければと思っております。

それからもう一点、提案をしておきたいのですが、福祉避難所が東日本大震災の場合、ものすごく遅れたのです。やっぱりそういう実態を考えますと、私は特に認知症グループホームとか小規模多機能をやっている事業者なので、本当に小規模なんです。そうすると、内閣府が持っている福祉避難所の規定からいったら、基準に合いません。廊下幅であるとかなんとかといってやられたら、もうそれで駄目です。

ただ、やっぱり特に私のところはそうですけど、通常の職員と利用者の数プラス25%、3日間は食料を常に確保するという、何の補助も援助ありませんけれども、そういうことやっている。言い換えれば、例えば認知症の方が福祉避難所に行って、じゃあどうするのというようなことが現実起きるので、そういう意味ではやっぱり私どものような地域密着型の事業者に対しても一定の援助をするけれども、同時にそういう緊急の場合の福祉避難所が完全に立ち上がるまでの間だけでも、せめてそういう地域密着型の小さな事業所でも、例えば認知症の人は受け入れてくれ、というようなことをぜひ進めて、行政としても援助していくということが、私は現実的に必要ではないかなと思いますので、ぜひ区としてもご検討いただきたいと、意見を付しておきたいと思えます。

**高橋会長：**はい。今回はルーチンの計画の議論ですね。ところが非日常というか、非常時というか、これは本当に今までの防災性の思想では想定できない。能登でもそのことは相当、医療と介護がセットになって支援をどうするかというので、七転八倒しながらやっておられるのですが、文京という土地柄を考えて非常に多様な場所もありますけれども、それをどうするかは結構特別なミッションです。これは区長さんがそのつもりになって号令してもらわなきゃ困るようなテーマです。ボトムアップでは僕はいけないテーマだと思っておりますので、そこら辺はぜひ。

また2038年にトラフ地震が起こると言われていますが、いつ起こっても不思議ではない。関東大震災50年周期説というのがあったんですが、どうも50年周期ではなかったみたいだけれども、頻発地震のデータを僕は歴史的に並べてみたら、ほぼ50年に1回地震が頻発で起きているのです。

阪神・淡路から始まって、起こった地震は大体50年で1回という感じでございます。実はそういうことを含めて、区として、様々な障害をお持ちになり、ハンディキャップがあり、認知症の話があり、そういう方々が地域及び施設で生活しておられる。しかも都市の特有な条件として、勤務されている方は必ずしも文京区内に住んでいないわけですね。そうすると、いつどこで起こったときにどうするかという議論は結構なかなか、こうやって話はできますけれども、実際の行動計画に移すためにはとても重要です。

そろそろこれで次の議題に行く前に、最後、どうぞ。

**諸留委員：**文町連の諸留です。今のお話聞いていてもおっしゃったのですが、職員がどこに住んで、そのときに災害があったときにどこにいるか分からないと、来られるかどうか分からないと。原則ですね、福祉避難所だけじゃなくて、避難所に関しても

同じですけど、やはりもともとは個人、自分の命は自分で守るという、そういう意識を持っていないと駄目だと思います。人を頼りにして避難所に行けば何とかなるだろうとか、そんな考えじゃ駄目です。

実際、避難所運営訓練を今は文京区でも毎年、春と秋、やっています。私も一つの避難所の運営委員長をやっています。

私はやるときに、こういう機会はめったにないのだから、東京都が出した黄色い防災の本に避難のときに持ってくる物を書いてあるリストがあるので、実際にリストにあるように持ってきてくださいと頼んでも、持ってきてくれた人は1割もいないです。

実際に水を1日で3L、水だけでも、もうリュックサック一ついっぱいです。その他いろいろ書いてありますけれど、全部揃えたら本当にリュックサック二つでも入り切らないぐらい。本当に持ってきた人はほんの僅かです。実際私も持っていったけれど、大変です、これは。

そういうことで、意識がやはり他人事です、本当に。実際に災害が起きると、やはりそのときになって慌ててどうのこうのとなってしまう。ふだんからやはり自分の命は自分で守るという考えを本人が持っていなかったら、どうしようもないです。福祉避難所の職員さんを、一般の避難所もそうですけれども、当てにしていたら、自分の命がなくなっていんだったら別に構わないけど、実際に災害が起きたときには生き延びるためにはどうしたらいいのか、自分自身がふだんから考えて生きていけないといけないと私は思います。以上です。

**高橋会長：**ありがとうございます。これは特別な提案でございますので、なるべくどうしたらいいかは今日、受け止めさせていただくということでよろしく願いいたします。

オンラインでご参加の委員の皆様には発言の要求がありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**事務局：**チャットで、神馬副会長からACPについて、東京都医師会がACPを人生会議と言っていますという発言が来ているので代読させていただきました。

**高橋会長：**はい。ACPの議論はまたこれも大変な議論で、これだけでミッションが必要な、やはり文京というまちでどのように人生を終わっていただくか、という議論は区行政を超えたテーマでもありますし、とりわけ医療もそうです。文京区は「文の京」であるとともに「医療の京」でもあるわけです。日本で有数の急性期病院、総合病院が集積しているところですから、また改めて議論が必要なテーマかと理解しております。

それでは、今日のもう一つのとても大事なテーマであります、「子育て支援計画の検討状況について」事務局から説明をお願いいたします。

**子育て支援課長：**【資料第2号】【子育て支援計画の検討状況について】説明。

**高橋会長：**はい、ありがとうございました。

改めて数字を見ると、子どもの数がこれから増えるんですね。それで出生数はむしろ落ちぎみということは社会増ということが想定されているということでよろしいわけですね。そうすると、それに対応して施策をどういう形で準備するかは、区が直接コミットするものと、それから民間の様々な供給に委ねるものと、そういう議論になります。



それからもう一つ重要なのは、これはなかなか難しいとしても、要保護というか、要支援というのでしょうか。この支援の意味はいろいろあって、障害児の話と関係する場合とか、いろんな条件があろうかと思いますが、これは文京区の多様な地域性の中で、子どもの育ち方の条件が多様、相当いろいろらしいということは、もう皆さん肌でお分かりになっているわけですが、それをどう施策の中で考えていくかという。

そうすると別紙1のこのニーズ量の見込みとサービスは、これは難しくなりましたね。昔はもっとシンプルだったのだけれども、こども園ができて非常に分かりにくくなったのと、こども園はそんなに増えないという見込みですが、これが幼保一元化の象徴だったはずなのに、こんなものかという。既得の今までのやり方を変えたくないという動きが相当ありそうだなということと、いわゆる従来認可保育園の枠では対応できない、小規模と言っていいのか、そういう保育の場が言わばこういう形で、昔は表に出てこなかったわけです、施策上は。それがきちっと表に出てきて対応すると、こんなに種類があるのだという。

それから、教えていただきたいのは、いわゆる株式会社が経営する保育所と、それから昔ながらのいわゆる社会福祉法人が経営している保育所の識別というのは、ここでは、認可保育園が言わば昔ながら、要するに社会福祉法人立のいわゆる保育園で、それ以外が企業経営型で理解していいですか、ここの整理の仕方は。

すみません、いろいろと。

**子ども施設担当課長：**子ども施設担当課長の足立と申します。

今ご質問いただいた、社会福祉法人立か株式会社立かというところの別は、別紙1のところでは見えてこないという形になりまして、全て一括り、私立認可保育園というところに含まれている状況でございます。

一般的に社会福祉法人立ないし株式会社立の保育園といたしましては、この番号でいきますと6番の私立認可保育園、それから、企業主導型保育事業。それから、地域型保育事業というカテゴリーの小規模保育事業ですとか、区内では株式会社立の事業所内保育事業が1か所ございますが、そういったところが区公設ではない施設の保育所という形になります。

**高橋会長：**ありがとうございます。実はそこが問題です。株式会社というのはどうしても営利を、収益を上げないとサステナブルではない。社会福祉法人というのも当然そうですが。というのは、実はここは障害の話で、新聞でお読みのとおり、「恵事件」というのが起こりました。あれ調べたら幸い文京区はなかったんですね。

それで、東京には本当に少なく、埼玉、千葉、そこの県の課長と話しましたが、地域の要望とは別に企業の論理で作っていくというのが、とりわけグループホームはそうだったようです。

それでその裏に、実に厄介な話で住宅産業が絡んでいるのです。というのは、グループホームぐらいの規模だと、住宅産業でサブリースにして、そういう会社に貸す、あれが「恵」という新聞で相当大きく報道された事件の裏にある話ですが、要するに地域の要望とは別に、地主さんの要望でそういうものができてくる。それに障害福祉でグループホームが使われ、そういうことが実は起こった。文京区は幸い該当しなかったのですが、実は今は各県の障害福祉課はその対応で大変だと聞いています。あそこだけではな

いという、全国チェーンな株式会社が入っていますから。

そういうことを含めて、実はその前にも認可保育園の株式会社化が非常に進む、これ誰でも知っている有名な会社が参入しているので、割と安心しているというところもないわけではないけれども、社会福祉法人立の場合と企業立の場合では基本的な行動様式がかなり違うことは事実です。それをどう考えるか、評価するかはまた別。むしろ必要に応じてどんどん参入してくれるから、需要を満たす上では、その民間の株式会社の参入というのは非常に歓迎すべきことだという視点もあるわけですから。それを逆に、なかなか供給量と需要のバランスをどこでどう取るかというのは、とりわけ文京区は社会増で子どもが増えるということになると、都心3区は大体そうですかね。中央区と台東区はベイエリアでタワマンがあるので大変なことになっているのですが、そんなことで少し分かりやすい整理も必要かなと。だけど区別するのかと怒られるかもしれないので、取りあえず、こういう制度的整理ということですが、なかなか分からない話にもなるということでもあります。

というわけで、むしろ遠藤先生のほうから、ずっと計画の指導をされておりますので、少しご発言をいただいて。

**遠藤副会長：**ありがとうございます。既に子ども部会では3回にわたってこの問題を検討してまいりまして、今ご説明いただいた形で方向性が定まったところで、今後事業を具体的に立案していくという、段階に来ております。

その子ども部会では、委員の先生方からいろんなご意見を多岐にわたっていただいているのですが、先ほども会長からお話がありましたように、特に支援を要するお子さんに関して、どのような施策を展開していくべきか、ということに関しては、幅広く、いろんなお立場からご意見いただければと考えるところでございますので、子ども部会の委員の方も含めて、私どもが気が付いていないことについて、ぜひご意見を頂戴できればと思います。

**高橋会長：**ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご発言をどうぞ。  
はい、どうぞ。

**宮長委員：**宮長です。高橋会長がおっしゃられたように、障害者グループホームの関係の恵だけではなくて、実は私ども高齢者のグループホームにおいても東京では大体6割は民間企業、営利企業、その中で私も10年ぐらい前にそのグループホーム経営しているところの関連を調べてみて、一番関連企業で多いのは不動産と建築会社です。

今、何々ホームなんて名前言いませんけども、そういうところがもう結構グループホームをやっている。要するに不動産で土地を見つけて、それで自分の子会社にやらせて、建築は自分のところがやるというようなパターンがもう非常に多くて、そういう点では恵の問題というのは何も障害者の分野だけではないかなと現実は思っています。

その辺でやはり民間頼みというところが、果たしてどのようにそういう質の問題をチェックして確保していけるのかが、やはり課題ではないかと思えます。

話は変わりますが、42ページ、子ども部会ではないので、自分の子どもとは相当離れた年代になっていますから分からないのでお聞きします。実は高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組支援として望んでいるものというのは、N値が226ですけど、僕が非常に注目したのは、特にないが41.2%に対して、家庭や学校以外で放課

後や休日に過ごせる居場所の提供が31.9%になっている。どちらかといったら、スマホとパソコンやゲームに依存している年代なのかなと思いつつ、しかし、やっぱり家庭や学校以外で放課後や休日に居場所が欲しいというのは非常に注目しました。

この子どもたちの希望に応える施策体系というのは、どこでどういうふうにつながっているのか、資料との関係で僕あんまりよく分からなかったのでお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

**児童青少年課長：**児童青少年課長の鈴木と申します。

基本的にこの中高生の居場所は児童館もご利用はいただけますが、児童館は比較的、乳幼児ですとか小学生の利用が多いと。もう古くから中高生の居場所がないと言われていた中で、10年前に文京区の湯島にある教育センターの中に、中高生専用施設、「青少年プラザb-1ab」というのを設置したところでございます。大変好評いただいております。多くの中高生にご利用いただいております。

ただ、湯島が文京区の東端に設置をされているものでございますから、今西側のほうにも1か所、同じような施設をつくる動きを進めているところでございます。

児童青少年課の所管で言いますと、児童館と今言った青少年プラザが居場所の提供に当たっているところでございます。

**宮長委員：**今日いただいている資料でも、育成室の待機児童が26ページでは令和5年、令和6年で非常に大きくなっていて、そういう点では保育園とはちょっと違う流れになっていますね。育成室自体がもうこれだけ待機児童が多いという中で、実際に高校生のよう方々に期待に応えるということになったら、やっぱり施策体系としても今言われたような湯島だけじゃなくて、明確に例えば区内の各生活圏域の中に、これだけ整備するというようなことをやっていかないと、やっぱりせつかく高校生世代が226答えてくれたものに、やはり期待に応えられないことになるのではないかと、私はそう思っています。

もちろん育成室においても、民間頼みでどんどんやれば良いという話では私はないと思っています。やはりこここのところの新聞報道では、休みのときの子どもの体験だとか、あるいは、ふだんの生活での子どもの体験がその後の一生を決めていくという、大きな報道がこここのところは続いていますよね。そういう点で体験をいかに豊富なものにするかというのは重要なことだと思うので、育成室の整備も区が責任を持ってやっていくし、同時に高校生のこういう居場所づくりというのを、施策体系でもっと大きく打ち出していくべきではないかと思っておりますので、その点は要望しておきたいと思っております。

**高橋会長：**はい、ありがとうございました。それでは、どうぞ。

**原田委員：**子ども・子育て会議の区民委員の原田でございます。よろしくお願ひいたします。

私が子ども・子育て会議のほうでもご指摘させていただいたことも絡むんですけども、別紙1の53ページを見ますと、先ほど会長からもお話ありましたが、どれぐらい確保するのかというのは、すごく区の皆さん悩まれているののかなと思います。そうやって見ると、大体どこもニーズ量の見込みに対して充足数を見ますと、3割ぐらい余力がある事業が多いと思います。

子育て世代の親としては、しっかり確保していただいているということで、ありがた

いと思う一方で、この計画のまま仮に空いてしまうのであれば、もったいないと思うところでもあります。

少子化である一方で社会増もあるということで、子どもがどれくらい増えるのかという見込みは難しいというところであると思うのですけれど、ものすごく増えてきたここ10年ぐらいと比べると、量の拡大というよりも、ある程度質の確保にもちょっとずつ施策を、意識を変えていく必要があるのかと思います。

そういった中で今日全体の会議ですので発言させていただくと、先ほどの実績報告の中で障害児の分野が、154ページの児童発達支援、157ページの保育所の訪問支援、158ページの保育園の障害児の保育、163ページの放課後のデイサービス、ものすごくニーズが増えていると思っていまして、この同じ子どもの中でも障害を持たれていて、福祉ニーズが高い方にどうやって資源を分けていくのかということとは、ちょっと所管がそれぞれ違うかもしれず恐縮なんですけど、連携して意識を持っていただけるとありがたいと思います。

例えば、区立の保育所では少し定員を絞って、障害をお持ちの方を少し多めに受け入れるような体制を構築するとか、そういうことも考えられるかなとも思いますので発言させていただきました。

**高橋会長：**はい、ありがとうございます。これはこれから議論のほうに今のご発言を引き継がせていただくということで。

恐らく、これはもう遠藤先生がご専門に近い話になるけど、結局、ある種の客体から主体になっていくわけですから、子どもたちは。そうすると、高校生というのはまさに、そのはざまにあるわけですから、勝手に群れて遊ぶというスペースが絶対必要です。ところが今は、今日も昼ご飯を食べていたら、友達同士でご飯を食べているのですが、スマホを眺めて一言もしゃべらないですね。そういう意味でコミュニケーションの問題はものすごくいろんなところで起こっていて、そもそもそういうことを含めた配慮を、これは役所の仕事ではないけど、場は必要だという話という趣旨のご発言もあったわけですが、そこら辺はなかなか子育て支援計画という場合のあれは、要保護児童の場合は比較的是っきりしているけれども、そこら辺はそのボーダーがものすごく今難しくなっていることは確かだと思います。

**遠藤副会長：**高校生における、この居場所ニーズに関しては、この文京区に特異な数値ではなくて、全国的にやはり高校生のこの居場所ということに対する要望というのは、非常に今は強まっているという状況があります。

先ほど会長がご指摘のように、一見、スマホ、タブレットのような形で生活が個人化しているようではありますが、現実的には高校生というのはやはり群れるという、その集団というところの生活に対しての希望は非常に強くて。ただし、家庭か学校に、まさに自分の身の置場がないという状況というのが、今の特に都市部の現実としてありますので、先ほどご説明がありましたように、湯島のb-1labは非常に機能しているなどというのは、私自身も何回か足を運んで実際に感じているところがありますけれども、あれがやはりあの1か所だけというのは、おそらく文京区の高校生にとっては、不足しているという状況なのかなということ率は率直に感じたところがございます。

でも先ほど西側のほうにもう1か所ということが計画されているというところで、こ

の後の子ども・若者という3番目の今回の議題にも関わってくると思いますが、いわゆる学童期を越えて、思春期、青年期、さらにはその後という連続性の中で、どういうふうに支援というものを長期的に支えていくかの体制の構築が、すごく重要になってくると思います。

そういう意味でやはり居場所というところ。これはもう今の青少年の適用性ということの、一番のキーワードになってきている気がいたします。具体的な、物理的な意味での場所というのがあるだけでも、かなり精神的な意味での居場所が確保されるということもよく指摘されるところでございますので、ぜひその実現に向けて動いていただければと願うところです。同時に私ども子ども・子育て会議のほうでも、そういうことを真摯に検討していきたいと思っていますところでございます。

**高橋会長：**ありがとうございます。

何かこれからこの議論がだんだんディテールにわたった議論に展開をしていくわけですが、その上でも何か、部会でご参画いただいている方は、そちらでも発言をいただくかと思いますが、もしよろしければ、その次、もう一つテーマが残っておりますので。

はい、神馬先生、今日は外国からだそうですが、よろしくお願ひいたします。

**神馬副会長：**こんにちは。バンコクからです。今日は報告書を大変興味深く読ませていただきました。イラストが大変効果的に作られていると思いました。

私の質問は、最初から言われている高校生に関してなんです。45ページで「切れ目のない支援」といったときに、その子育て支援の中に高校生も入ると思われます。電子たばこ、お酒、性行動、スマホ中毒とか、いろんな問題を抱えている頃です。それにもかかわらず高校生に関する規制が非常に少ないのではないかという印象を受けました。

もう一つ、この切れ目のない支援といったときに、6歳までは母子手帳が包括的な「切れ目のない支援」のツールとなっていると思われます。母子手帳が6歳までしかないとなると、その後、小学校、中学校、高校に入っていくときの切れ目をどうつなぐのか。県によっては、15歳とか18歳にまで母子手帳を長くしているところもあるし、学校健康手帳と母子手帳をリンクしているところもあります。こういった切れ目のなさというものを、どういうツールを用いて実現していかれるのか、その辺りを伺いたいと思ったところです。

最後に、非常に些細なことかもしれませんが、47ページに青少年という言葉が使われています。今初めて見ましたが、青少年といったときに女性も入るのですよね。男だけじゃないですよね。なのに、そうだとしたら、なぜ青少年という言葉がいまだに使われているのかなと思った次第です。細かすぎるかもしれませんが、以上です。よろしくお願ひします。

**高橋会長：**ありがとうございます。遠藤先生何かコメントありますか。

**遠藤副会長：**そうですね。それこそ、この後の3番目の子ども・若者という形で、拡張的に今後多分事業を広げていく中で、子どもの捉え方、若者の捉え方に関しては、多分、再定義していく必要があると感じていますので、これはこの後の議題の中でもぜひご議論いただければと思います。

**高橋会長：**はい、ありがとうございます。大変大事な論点を示唆していただきました。ありがとうございます。

それでは、もしよろしければ最後のテーマでございます。「文京区子ども・若者支援の推進について」というテーマが挙がっております。どうぞ。

**子育て支援課長：**【資料第3号】「文京区子ども・若者支援の推進について」説明。

**高橋会長：**はい、ありがとうございます。

今、支援大綱を見ていましたが、大変な大綱です、これは、というちょっと印象はございました。というのは、若者が39歳までとはこれは何だという話です。

若者とは何だろうかという話は、僕は年齢ではどうも切れないけれども法律は対象定義しなきゃいけないので、苦し紛れにこうしたんだと、普通は青年という20代ですか。30以降はおじさんとの中間だけど若者かな、とかという、これはごめんなさい。議論を混乱させる話をして恐縮でございますが、これからまさに協議会を結成していただいてこの検討を始めるというのが今日のこの資料の趣旨でございますので、深入りはいたしません、ただこれから動かす上での留意事項として、委員の皆様から何かご示唆があればご意見を承りたいと思っております。

はい、どうぞ。それでは河合さんのほうから。

**河合委員：**子ども部会の公募の河合でございます。

このアンケートは実は初めてやるということ承ったのですけれども、1つ提案があります。全数調査ということは、ついこの間、別のWebアンケートをしていて、たくさん設問に答えなきゃいけないので、回答者の方はそれなりに、非常に協力していただいていると思っておりますが、そこには先ほど宮長委員からもありました高校生222人も含まれたりするわけです。

そうすると、この間調査したのにまた来ているみたいな感じになって、この間の調査はどうなったんだろうと思うのは自然の流れだと思うので、前回取った結果に基づき、例えばb-1abですか、もう1か所増設することにしていきますとか、前に取った結果はちゃんと聞いて反映していますよということ、この調査票のところに少し加えるところ、せっかく答えたのにどうなったのかなという気持ちに、答える方がならないよう、工夫いただけるといいかなと思えました。以上です。

**子育て支援課長：**いただいたご意見を参考にさせていただきます、次のときに恐らく郵送で送るときには、はがきサイズでQRコードが見えるようにしますが、その中で説明できる部分はしっかり丁寧に書き込んでいきたいと思っております。

**高橋会長：**よろしいですか。はい、どうぞ。

**諸留委員：**文町連の諸留です。

子ども・若者育成支援推進大綱で、この中に具体的に39歳と定義されているのですか。

これはちょっとやりすぎじゃないかと、39歳までのところ。それをまた、はい、分かりましたとやるほうもちょっとやりすぎじゃないかと思う。

**高橋会長：**定義をしないと、政策というのは動き出さないのです。その場合に、個別に定義をしたら定義し切れないので、年齢という、誰でも共通、みんな年齢があるわけで、年齢がない人はいないわけですから。取りあえず、めどとしてそういうものを作ったということで、その中身はちょっと、むしろこの大綱の支援計画の対象としての若者というのは、どういうものなのかという議論は、恐らくこれから協議会でしてい

ただけるものだと思います。

それから、恐らく暗黙理に非婚率の上昇が多分この定義の中には入っている。従来の家族形成をしない。それこそ、ここで言えば若者というのが、多分暗黙の中には入っていると私は読むのであります。ただそれは表立った話ではございません。そういう意味で、立法の意図ということを見ると、どうもそういう、要するに今までの我々が共通理解をしていた年齢区分とは違う状態がどうも起こっているぞという、そこら辺はむしろ発達支援医療とか、そういう領域でのご専門に近いのではないかと思ったりして想像するのですが、何か注釈をつけていただくと大変ありがたいのですが。

**遠藤副会長：**はい、おっしゃるとおり、一つは非婚率、生涯非婚率が非常に高まっている状況の中で、かつての私たちの一生涯と、今の日本の標準的な人たちの一生涯が、すごく違ってきていると言われていています。言ってみれば、通常であれば青年期にクリアされてしかるべき課題が、どんどん、どんどんとその段階ではクリアされずに積み残しになってしまって、結果的にひきこもりというような状態が長く続いてしまう人たちの比率が、今は非常に増えているのが現実かと思えます。

そういう中で世に言う8050問題とか7040問題という、高齢者の親御さんが40とか50のお子さんの世話をしなければいけないという現実が、非常に多くなってきていて。そういう中で、時には非常に悲惨な事件も発生している状況の中で、そういう長期的にひきこもった方、あるいは職業を持たずにいられる方を支援していかなければいけない。

もっと言うと、そういう方々のそれこそ親なき後を、どういうふうにか考えるかが、社会的な課題になってきている中で、こういう子どもだけではなく、その後の若者もという議論が、今非常に高まってきているということは、多分押さえておかなければいけない気がいたします。

いろいろとお話を伺っていて、確かに国が考えるところの定義と、実際に施策として取り組んでいくときに、具体的にはどの辺りを中核層として訴えかけていくかという辺り、それは文京区の中で十分検討して、進めていくことが必要なのかなと思うところがあります。

と同時に、今後新たに、別のご専門の方に委員に入っていただくことが必要になってくるかと思いますが、もう一つ考えていただきたいのは、文京区に住んでいる若年世代の方が、この会議に直接参加ということではなくても、ウェルビーイング高く生活できるような状況を自分たちで話し合っ、それを政策に提言していくような場をむしろ設けていただいたほうが良いと思います。

言ってみれば、支援する側の論理だけで、こんなことをうちはサービスを作りましたよというだけでは、やはり多分利用されないということが想定されますので、当事者の参加型の会というのを設けていただくことがあっていいのかなと、感じたところでございますので、ぜひご検討いただければなと思うところでございます。以上でございます。

**高橋会長：**はい、ありがとうございます。大変これからの方向づけをしていただいたようですし、示唆的なご発言をいただきましたので、ぜひ受け止めながら展開をしていただきたいと思います。

そういう意味でいろんな議論をすると、こういう課題があったのだと。私たちはある種の常識の枠の中でいろんなことを考えてきたのですが、実は常識の枠では律し切れなような問題がいろんな世界で起こっている。今日たまたま「子若」というのも略語で変だなと思ったら、大綱に子若と書くのですね。子どもと若者と書いてあるので、こういう略語はいかなものかと私は思うのですが。

先ほどの高校生の話もそうですが、子どもたちが青春の時期の様々な不安定な時期をどう乗り越えるかという課題があるわけですが、それをある意味では多世代型の場を作っていくことによって、いろんところで高校生が子どもたちの世話をしたり、高齢者の世話をしたりして、多世代の経験をすると物すごく変わるという話をこの間聞いたのですが、そういうことも含めた、要するに純粋化しちゃうのですよね、対象を規定すると。そうではないやり方。最近、それをごちゃ混ぜと呼んでいます。これは能登の支援の中心人物である雄谷さんという、とても面白い社会福祉法人の理事長、お坊さんです。彼がごちゃ混ぜの元祖ですが、対象を純粋化していく方向と、むしろ逆にごちゃ混ぜにしていくと、相互に経験を交流しながら成長していける。

高齢者もいろんな意味で成長できるという、これも大変最近の議論として、老いるばかりではないぞと。これも心理学の領域で、最近、議論があるわけですから、そんなことも含めて、可能性というか、それを追求するような場をどういう形で、施策でできるものは用意していくのかというのが、これからの計画づくりの一つの目標かと思っておりますので、ぜひ、そういう方向で。

はい、どうぞ。

**泉田委員：**すみません、障害者部会の公募の泉田です。

3点、調査のところで、全数の定義についてです。19歳から22歳は住民票を移してない人たちがいると思いますが、そういう人たちは全数に入るのかどうか。

もう一つは、60問はやはり多くて。例えば各年齢で20問ずつ、3区分、3タイプの調査票にするとかにして、60問全部答えられるような人だけが回答しないような調査票のほうがいいのかというのの一つ。

あとは最後ですけれど、全数ということであれば障害のある方も調査対象に入るのかなと思いますので、障害のある方でも意見が反映されるように、アシストがあるのかどうかということころは、ちょっと考えていただければと思いますので、よろしく願います。

**高橋会長：**それでは、ぜひこれからそれぞれ部会で、またいろんな議論が進むことになっていきますが、まずは子ども・若者支援、それから、子育て支援計画、これが今年度の大きなテーマになっておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

なお、進行管理は引き続きそれぞれの領域で続くということで。

次回の予定も含めて事務局にお戻しいたします。

**福祉政策課長：**本日も様々なご意見いただきましてありがとうございます。引き続き、今日いただいたご意見も踏まえまして、検討させていただきます。

最後に、次回の協議会の日程につきましてでございますが、11月20日水曜日の14時から、ここの第一委員会室で実施する予定でございます。

なお、通知文につきましては、また日時が近くなりましたら、送付させていただく予



定でございます。

事務局からは以上でございます。

**高橋会長**：それでは、ほぼ予定の時間ということでございます。今日は熱心に、いろいろ難しいテーマも多々ございましたけれども、ご発言いただき、ありがとうございました。

それからオンラインでご参加いただいた委員の皆様にも感謝を申し上げて、これで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上